

障害基礎年金の子の加算の支給を受けないで 児童扶養手当を受給している方へ

平成26年11月30日以降に、障害基礎年金の
子の加算額を受給するための手続きが必要です

○ このたび児童扶養手当法が改正され、平成26年12月1日以降は、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されることになりました。

○ これに伴い、現在、障害基礎年金の子の加算の支給を受けないで児童扶養手当を受給している方については、平成26年11月30日以降に、年金の子の加算を受給するための手続き等をしていただき、年金の子の加算額と児童扶養手当法改正による差額分の手当を受給していただく必要があります。

※ 子の加算を受給するためには、平成26年11月30日以降に発行された戸籍等が必要となるため、平成26年11月30日より前に子の加算の受給手続きを行うことはできません。

○ 詳細な手続き方法につきましては、裏面をご覧ください。また、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

文京区子ども家庭部子育て支援課児童給付係

〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号

コールセンター 03-5803-1288

(受付：平日8時30分～17時)

FAX 03-5803-1345

- 児童扶養手当法の改正に伴い、以下の2つの手続が必要です。
本手続が行われない場合、平成27年4月の児童扶養手当の支給が一時差し止めとなる可能性がありますので、必ず手続を行うようにしてください。

1. 「障害基礎年金の子の加算の受給に関する手続」について

以下の書類を12月15日までに、文京年金事務所又は文京区国保年金課（障害基礎年金のみの場合）に提出してください（子の加算の認定には一定の審査期間が必要のため、お早めに手続を行ってください）。郵送によって手続を行うことも可能です。

(1) 提出が必要な書類

- 「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」※別紙1の記入例を参照してください
- 「戸籍抄本」及び「住民票」 ※来庁して取得する必要があります
 - ・平成26年11月30日以降に発行されたもの
 - ・障害基礎年金受給者及び子の加算の対象となる児童が記載されており、戸籍抄本についてはその続柄が確認できるもの、また、住民票については平成26年11月30日時点での同居が確認できるもの。
- 「所得証明書」
 - ・加算対象の子に所得がある場合は、平成25年分の所得証明書 ※来庁する必要があります
 - ・加算対象の子に所得が無い場合は、
 - 義務教育終了前の児童 → 不要
 - 義務教育終了後の児童であって、健康保険等の被扶養者の場合 → 健康保険被保険者証等のコピー
 - 義務教育終了後の児童であって、高校等在学中の場合 → 在学証明書又は学生証のコピーに代えることができます。

(2) その他の留意点

- ・ 障害基礎年金の受給者ご本人が届出を行う場合は、身体障害者手帳などの本人確認書類が必要です。（郵送によって届出を行う場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。）
- ・ 障害基礎年金の受給者以外の方が届出を行う場合は、運転免許証などの本人確認書類及び委任状等が必要です。
- ・ 子の加算の対象となる児童が、障害の状態にある場合には、医師の診断書等の提出も必要です。
- ・ 詳しくは、文京年金事務所又は文京区国保年金課までお問い合わせください。

2. 「差額分の児童扶養手当の受給に関する手続」について

上記「1.」の手続後、日本年金機構が発行する子の加算の認定に係る「支給額変更通知書」が到着してから14日以内に、以下の書類を子育て支援課児童給付係に提出してください。郵送によって手続を行うことも可能です。

また、上記期限にかかわらず、子の加算の認定に係る「支給額変更通知書」が到着しないなどの理由により平成27年3月27日までに書類を提出できない場合は、子育て支援課児童給付係までご連絡ください。

(1) 提出が必要な書類

- 「公的年金給付等受給状況届」※別紙2の記入例を参照してください
- 「支給額変更通知書」のコピー※日本年金機構から発行されたもの
- 「児童扶養手当証書」

(2) その他の留意点

- ・ 手続終了後、平成26年12月から平成27年3月までの差額分の児童扶養手当は、平成27年4月に支給されます。
- ・ 毎年4月の物価スライド等により子の加算額が改定された場合には、差額分の手当額についても変更となります。